

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一八日法律第八九号)

一、提案理由(平成一五年四月二二日・参議院農林水産委員会)

国務大臣(亀井善之君) 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を早期に確立することが重要であります。

そのためには、地域の実情に応じて効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくとともに、意欲ある農業の担い手が多様な経営展開を図ることができるようにしていく必要があります。

また、近年、遊休農地が増加傾向にあり、その解消を図ることが急務となっております。

政府といたしましては、このような課題に対応して、農業の構造改革を加速するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置であります。

農業を営み又は営もうとする者の作成する農業経営改善計画について、現行の計画事項に加え、関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができるようにするとともに、分社化、のれん分け等農業生産法人の多様な経営展開が可能となるよう、このような計画の認定を受けた認定農業者である農業生産法人については、農地法に定める構成員要件について特例措置を講ずることとしております。

第二に、集落営農組織を担い手として育成するための措置であります。

地域の農地を面としてまとめて利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織について、地域における農地の利用集積を図るための準則である農用地利用規程に担い手として定めることができるようにし、その育成を図ることとしております。

第三に、遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置であります。

地域農業の振興を図る上で著しく支障があると認められる遊休農地について、その所有者等に農業上の利用に関する計画を届けさせることとし、その計画内容に応じて認定農業者への集積等その利用増進を図るための措置を講ずることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成一五年四月二五日)

三浦一水君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、農業生産法人による多様な経営展開や、集落営農組織の担い手としての育成、遊休農地の解消とその利用集積を一層促進するための措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、農業生産法人の要件緩和と耕作者主義、特定農業団体となり得る集落営農の要件、多様な担い手の育成と農業共済の役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は多数をもって、また、農業災害補償法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月二四日）

我が国農業、農村は、輸入農産物の増大、担い手の不足等、従来にも増して厳しい事態に直面している。こうした状況の中で、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成、遊休農地・耕作放棄地の解消と農地利用の増進等が喫緊の課題となっている。

よって、政府は本法施行に当たっては、農業経営の安定化に必要な諸施策を充実していくことと併せて、地域の関係者が十分な話し合いと合意形成の下に、一体となってこれらの課題に取り組める環境の整備に努め、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 認定農業者たる農業生産法人の構成員要件の特例措置については、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等、制度改正の趣旨に沿った多様な経営展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。

また、農外資本による不適切な経営支配や農地取得等が招来されないよう、農業委員会によるチェック体制の整備等に努めること。

二 特定農業団体については、これを農業の制度上の担い手に位置付けることから、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化など、地域の実情に応じた担い手として育成されるよう、その条件整備に努めること。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における「担い手経営安定対策」の対象となる集落型経営体については、両者の整合性に留意し、現場段階で混乱を招かないよう十分配慮すること。

三 特定遊休農地に対する利用計画の届出制度の運用に当たっては、改正後のシステムが有効に機能し、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、

市町村、農業委員会への周知徹底に努めること。

四 本法の運用に当たって、農業委員会の果たす役割が重要であることにかんがみ、農業委員会制度の見直しについては、農地をめぐる担い手の育成など地域の課題に的確に対応する機能が十分発揮されるよう、関係者の意見を踏まえつつ、広範かつ具体的な検討を行うこと。

右決議する。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成一五年六月一二日）

小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、農業経営の法人化及び農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するため、農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置等を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両法律案は、去る四月二十五日参議院から送付され、六月四日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、六月五日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日及び本十二日質疑を行いました。

質疑終局後、まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月一二日）

我が国農業・農村が、従来にも増して厳しい状況にある中、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図るためには、担い手の育成、遊休農地の解消と農地の利用集積の促進等が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業の構造改革の推進を図るため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 認定農業者たる農業生産法人については、多様な経営展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。また、認定農業者制度については、地域における中心的な担い手が認定されるよう、運用の改善を行うこと。

さらに、農業生産法人の構成員要件についての特例措置等が、農外資本による実質的な経営支配や農地取得等を招くことのないよう、農業委員会によるチェック体制の

整備等に努めること。

- 二 特定農業団体については、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化などが図られるよう、地域の実情に応じた担い手として育成するための条件整備に努めるとともに、特定農業団体以外の集落営農組織についても、農村地域社会における役割、多面的機能への貢献を踏まえ、的確な支援策を講ずること。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における集落型経営体については、両者の整合性に留意し、現場段階で混乱を来さないよう十分配慮すること。

- 三 認定農業者等育成すべき農業経営が意欲をもって経営改善に取り組んでいけるよう、新たな経営所得安定対策の導入に向け、その手法についても保険方式、積立方式、直接支払い等幅広い視点から、検討を急ぐこと。

- 四 特定遊休農地の利用計画制度の運用に当たっては、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、市町村、農業委員会、農地保有合理化法人への周知徹底に努めること。

- 五 農業委員会制度の見直しに当たっては、本法の適切な運用において果たすべき役割はもとより、農地をめぐる担い手の育成及び地域の課題に的確に対応する機能が十分発揮されるよう、関係者の意見を踏まえつつ、広範かつ具体的な検討を行うこと。
右決議する。